

「シアゾファミド」、「チオベンカルブ」、「フルベンジアミド」、「フロニカミド」及び「トリシクラゾール」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、1～4の農薬については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、5については、同法第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要是、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは、別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

#### 記

1. シアゾファミド
2. チオベンカルブ
3. フルベンジアミド
4. フロニカミド
5. トリシクラゾール

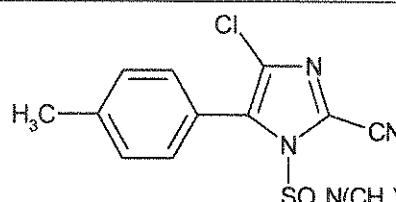
(別添 1)

## シアゾファミド

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 21 年 9 月 16 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- 平成 21 年 10 月 20 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	シアゾファミド(Cyazofamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物:ぶどう(べと病)、ばれいしょ(疫病)等 今回、キャベツ、はくさい(べと病等)への適用拡大申請 使用方法:散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR 国際基準 諸外国	毒性評価なし なし 米国:にんじん、ばれいしょ等／カナダ:かぼちゃ、トマト等／EU:ぶどう、うり科野菜等に基準が設定されている。 インポートトレランス要請:にんじん(米国)、パパイヤ(台湾)
食品安全委員会での評価等	【1】 平成 15 年 7 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 16 年 11 月 4 日 食品健康影響評価結果 受理 【2】 平成 17 年 6 月 14 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 18 年 5 月 11 日 食品健康影響評価結果 受理 【3】 平成 19 年 5 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼 平成 19 年 9 月 6 日 食品健康影響評価結果 受理 いずれも ADI = 0.17mg/kg 体重/day	

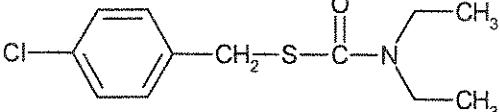
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## チオベンカルブ

### 1. 今回の諮問の経緯

平成 21 年 6 月 2 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定及び魚介類への基準値設定の要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	チオベンカルブ (Thiobencarb)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	チオカルバミン酸ベンジルエステル系の除草剤。 $\alpha$ アミラーゼの生合成の阻害、オーキシンと拮抗することによるタンパク質生合成過程の阻害により作用すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物: 大豆、にんじん(一年生雑草等)等</p> <p>今回、移植水稻(水田一年生雑草等)への適用拡大申請</p> <p>使用方法: 敷布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国: 米、畜産物等 / カナダ: 米に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	<p>平成 19 年 8 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼</p> <p>平成 19 年 12 月 13 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.009 mg/kg 体重/day</p>	

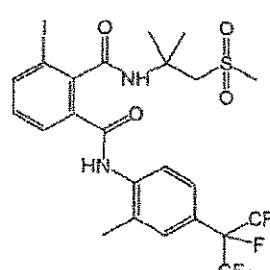
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フルベンジアミド

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 21 年 8 月 21 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- 平成 21 年 6 月 8 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルベンジアミド(Flubendiamide)		
構造式			
用途	殺虫剤		
作用機構	ヨウ化フタルアミド基を有する殺虫剤。鱗翅目昆虫の筋肉細胞小胞体のカルシウムイオンチャネルに選択的に作用して、体収縮症状を引き起こすことにより殺虫作用を示すと考えられている。		
日本における登録状況	<p>登録がなされている。            適用作物: もも(ハマキムシ類等)、キャベツ(アオムシ等)等            今回、ブロッコリー(コナガ等)、ばれいしょ(ハスモンヨトウ)等への適用拡大申請            使用方法: 散布等</p>		
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし	
	国際基準	なし	
	諸外国	米国: とうもろこし、うり科野菜等 / EU: トマト、ピーマン等 / オーストラリア: あぶらな属野菜、レタス等に基準が設定されている。 インポートトレランス要請: とうもろこし、かぼちゃ等(米国)	
食品安全委員会での評価等	<p>【1】 平成 17 年 3 月 31 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼            平成 18 年 10 月 26 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】 平成 19 年 11 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼            平成 20 年 1 月 31 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>いずれも ADI = 0.017mg/kg 体重/day</p>		

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## フロニカミド

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 21 年 10 月 16 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- 平成 21 年 10 月 20 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	フロニカミド(Flonicamid)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ピリジンカルボキシアミド系殺虫剤。アブラムシ類、コナジラミ類等の吸汁行動を阻害することにより殺虫効果を発揮すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。            適用作物:りんご、なす(アブラムシ類等)            今回、レタス、みつば(アブラムシ類)への適用拡大申請            使用方法:散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国:根菜類、あぶらな属葉菜類等／EU:仁果果実類、ばれいしょ等に基準が設定されている。 インポートトレランス要請:にんじん、キャベツ等(米国)
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 16 年 10 月 29 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼            平成 18 年 1 月 19 日 食品健康影響評価結果 受理            【2】平成 20 年 2 月 12 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼            平成 20 年 7 月 3 日 食品健康影響評価結果 受理            いずれも ADI = 0.073 mg/kg 体重/day</p>	

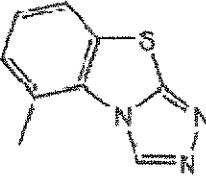
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

## トリシクラゾール

### 1. 今回の諮問の経緯

- 平成 21 年 9 月 29 日、農林水産省からの魚介類及び畜産物への基準値設定の要請を受理。
- ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

### 2. 評価依頼物質の概要

名称	トリシクラゾール(Tricyclazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	窒素複素環系の殺菌剤。病原菌のメラニン合成系に作用し、稻体への侵入を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物: 稲(いもち病等)	
	使用方法: 散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU: 全ての作物に対し検出限界による基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の各剤に関する追加データリスト

【シアゾファミド】

- ・ラット28日間反復経皮投与毒性試験（1997年）Ricerca, Inc. [GLP試験]
- ・変異原性試験（1998年）Huntingdon Life Science Ltd. [GLP試験]
- ・ラット急性経口毒性試験（代謝物DMSA）（1999年）残留農薬研究所 [GLP試験]
- ・変異原性試験（代謝物DMSA）（1999年）残留農薬研究所 [GLP試験]
- ・作物残留試験（国内及び海外）

【チオベンカルブ】

- ・魚介類における最大推定残留値に係る資料
- ・ラット90日反復経口投与毒性試験（2008年）Huntingdon Life Science Ltd. [GLP試験]

【フルベンジアミド】

- ・ラット発達神経毒性試験（2006年）Bayer Crop Science LP [GLP試験]
- ・作物残留試験（国内及び海外）

【フロニカミド】

- ・ラット28日間反復経皮毒性試験（2001年）Ricerca, Inc. [GLP試験]
- ・代謝物TFNG-AM／ラット急性経口毒性試験（2001年）Ricerca, Inc. [GLP試験]
- ・代謝物TFNG-AM／細菌を用いた復帰突然変異試験（2002年）RCC-CCR [GLP試験]
- ・イヌ28日間反復経口試験（2001年）Ricerca, Inc. [GLP試験]
- ・作物残留試験（国内及び海外）